

プラットフォームサービスに関する研究会（第32回）

- 1 日時 令和4年2月21日（月）13時00分～15時00分
- 2 開催場所 総務省第1特別会議室（8階）
- 3 出席者
 - （1） 構成員
宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、木村構成員、大谷構成員、崎村構成員、手塚構成員、松村構成員、宮内構成員、寺田構成員、森構成員、山口構成員、山本構成員
 - （2） オブザーバー・発表者
個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介
法務省人権擁護局 参事官 唐澤 英城
（一財）マルチメディア振興センター 担当部長 木曾 希
（一社）セーフアーインターネット協会 事務局長 中嶋 辰弥
（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構 清水 愛子
違法・有害情報相談センター センター長 石原 友信
三菱総合研究所 安江 憲介
 - （3） 総務省
竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、小川消費者行政第二課長、丸山消費者行政第二課課長補佐、池田消費者行政第二課課長補佐
- 4 議事
 - （1） 事業者団体ヒアリング（セーフアーインターネット協会、ソーシャルメディア利用環境整備機構）
 - （2） 政府における取組状況
 - （3） インターネット上の違法・有害情報を巡る EU の最新動向について

【宍戸座長】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、プラットフォームサービスに関する研究会の第32回会合を開催させていただきます。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸先生、ありがとうございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内いたします。

本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言できないように設定しておりますので、音声設定を変更などされないようお願いいたします。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言をする際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で、随時事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認をいたします。本日の資料は、本体資料として資料1から6まで、また、参考資料1を用意しております。

注意事項は以上でございます。

なお、本日、大谷先生におかれましては御欠席と連絡を伺っております。また、宮内構成員におかれましては、開始1時間後をめどに御退出される予定と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行につき、宍戸座長をお願いしたいと存じます。では、宍戸座長、お願いいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。本研究会では、インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージについてのフォローアップを行っております。本日の会合では、事業者団体などの皆様、次回の会合ではプラットフォーム事業者の皆様にヒアリングをさ

せていただく予定でございます。なお、昨年のヒアリングからおよそ1年が経過しておりますので、皆様におかれましては、取組の進捗を具体的に御報告、御説明いただけるものと期待をしているところです。

本日はまず、事業者団体2社様から、誹謗中傷を含めた違法・有害情報に対する取組について、昨年以降の進捗状況を御発表いただき、それらに対する質疑を行いたいと思っております。その次に事務局から、2020年9月に公表した政策パッケージに関する取組の進捗状況について御発表いただきます。続けまして、違法・有害情報相談センター様から、違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況及び関連機関との連携について、また、法務省様から、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会中間取りまとめ及び法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率について御発表をいただき、それらに対する質疑を行いたいと思います。最後に、三菱総合研究所の安江様より、インターネット上の違法・有害情報をめぐるEUの最新の動向について御発表いただき、それらに対する質疑を行いたいと思います。その後、全体を通じた自由討議として構成員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、本日も大変盛りだくさんでございますので、円滑な進行に御協力をいただければと思っております。

それでは、早速議事に入ります。まず、事業者団体様からの御説明をお願いしたいと思います。一般社団法人セーフターインターネット協会、中嶋様より御説明を10分程度でお願いいたします。

【中嶋氏】 ありがとうございます。では、資料を共有させていただきます。早速始めさせていただきます。よろしく願いいたします。改めまして、本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。セーフターインターネット協会の中嶋と申します。

簡単に私どもの協会の説明でございますが、私どもは、ヤフーさんをはじめとして、正会員には、フィルタリング事業者のアルプスシステムインテグレーションさんや、インターネットの事業支援を行っているポルトゥウィン株式会社さん、また、賛助会員は一例でございますが、ミクシィさん、サイバーエージェントさん、アマゾンさん、メルカリさんといった事業者が名を連ねる事業者団体でございます。インターネット上で起こる諸問題については、民間で自主的に解決することを目的として、2013年に設立いたしました。

本日は、私どもが誹謗中傷情報への対策として行っております2つの取組について御報告させていただきます。1つ目は、情報の削除に向けた取組としての誹謗中傷ホットラインの活動についてです。また、2つ目は発信者情報開示の促進に向けた取組としての権利

侵害明白性ガイドラインの周知についてです。

まずは、誹謗中傷ホットラインについての御報告でございます。このホットラインでございますが、2020年5月にテレビ番組の出演者が、出演した内容についてSNS上で誹謗中傷されたことを苦に自死されたという痛ましい事件の発生を契機として、一日も早く誹謗中傷除外の対策を開始するということで、翌月の2020年6月末に対応を開始いたしました。概要といたしましては、例えば、SNSや電子掲示板等で誹謗中傷の被害に遭われた方から私どものホットラインに連絡をいただき、私どもではその連絡を受け付けて、一定の基準により誹謗中傷情報であると判断した場合は、SNSや電子掲示板等の事業者に、各社の利用規約に照らして削除等の対応ができるものの対応をお願いしたいという通知を行う活動です。

対象といたしましては、立場の弱い一般の方を対象としておりまして、新型コロナウイルス感染症に罹患したことを受けて誹謗中傷されたというような場合も対象とさせていただいております。このホットラインの運用に当たっては、宍戸先生を座長として、森先生にも委員となつていただいております検討会に諮り、運用の適正を担保しつつ、活動を行っております。

以上が簡単でございますが、取組の概要についての御報告でございます。

続きまして、先日、昨年、2021年1月1日から年末までの活動に関する統計を発表いたしましたので、そちらについて御報告させていただきたいと思っております。まずは、ホットラインが受け付けた受領件数についてです。昨年1年間で私どものホットラインが受領した件数は2,859件で、1,516名の方から御連絡をいただいたという状況でございました。単純計算いたしますと、1名から2件の御連絡をいただいたというような形になりますけれども、お一人の方から100件以上の御連絡をいただくというケースもございました。

なお、このホットライン、今申し上げました開始から約1年半の取組となりますが、半年ごとの受領件数を比較いたしますと、緩やかな増加傾向にはあったものの、急激な増加は認められませんでした。恐らくこの増加は、私どものホットラインの認知度の向上によるものではないかと推察しております。

この受領した2,859件をサイトの属性別で見ますと、左の円グラフでございますが、SNSが28%と多く、次いで匿名掲示板が19%、地域掲示板が7%という状況でございました。さらに右側の表でございますが、今度はサイト別で見ますと、大手短文投稿サイトが17%として多いですけれども、2位から4位までは掲示板が3つ並ぶという形でございます。

いました。上位5サイトのみで全体の44%を占めておりますので、やはりこの5サイトでかなり多い連絡をいただいたということがお分かりになられると思います。

以上が受領した件数でございますが、次に、誹謗中傷に実際に該当した件数について御報告いたします。誹謗中傷情報に該当した件数は796件で、全体の27.8%でございます。該当した事例、非該当となった事例の具体例、典型例を下の表にまとめておりますが、まず該当事例につきましても、皆様がニュース等で見られる1名の被害者に対して多数の加害者から誹謗中傷を受けるという形は、私どものホットラインではあまり認められず、左のように1対1の個人間トラブルに起因して、本人を特定し、その人の人格や存在を否定するような言葉で誹謗中傷が行われるケースが多数ございました。

また、非該当となる事例といたしましては、こちらの右側の表に記載しておりますが、ゲームのアカウント等に対する誹謗中傷が行われ、個人が特定できないような形で誹謗中傷が行われるため非該当となるケースが多数ございました。

以上が該当件数に関する御報告です。

次に、削除に関する状況について御報告させていただきます。先ほどは、受領件数のサイトを属性別に御説明させていただきましたが、こちらの円グラフは、誹謗中傷情報に該当し、削除等の対応を促す通知を行ったサイトの属性でございます。こちらのグラフになりますと、サイトの属性では匿名掲示板が45%占め、次いでSNSが14.5%、地域掲示板は6.7%という形でございます。

以上が削除のサイトの属性についての御報告でございます。

次に、削除等の対応を促す通知によって削除された件数について御報告いたします。先ほど、該当事例796件と御説明させていただきましたが、実際に削除を行う場合はURLで引き直した形となりますので、1,414URLについて削除を行ったという形でございます。そのうち1,046URLが削除された状況でございますので、削除率は74%となり、高い削除率を達成できたと考えております。

下の棒グラフは、削除を行った件数が多い上位5サイトの結果でございます。濃いオレンジ色が通知を行った件数で、薄い色の方が、削除が行われた件数となります。匿名掲示板が通知した件数、削除された件数についても高いことがお分かりになれるかと思いません。

以上が、1つ目の御報告となります誹謗中傷ホットラインの活動についての御報告でございます。

2つ目の御報告となりますが、発信者情報開示の促進に向けた取組としての権利侵害明白性ガイドラインの周知についてです。私どもの協会では、適正かつ迅速な任意開示の促進を目的といたしまして、2020年7月に専門家で構成する権利侵害投稿等の対応に関する検討会を設置いたしまして、翌年の4月に発信者情報の開示の対応に苦慮するプロバイダーにとって、権利侵害の明白性判断をする際の参考となる権利侵害明白性ガイドラインというものを策定し、公表いたしました。

まずは、被侵害利益については、名誉権と名誉感情に絞ったガイドラインという形になっておりますが、引き続き有識者の御意見を伺いながら、必要に応じて改善を行っていきたいと考えております。このガイドラインにつきましては、発信者情報開示に関する知見が比較的少ないと思われる中小規模のプロバイダー、例えば、まとめサイトや小さな電子掲示板の管理人等にも御活用いただきたいと考えておりまして、現在まで約100サイトに順次紹介をしております。なかなか全てのサイトから御反応はない状況ではございますが、中には必要な状況が起きた際には参考にしますというような御返信をいただいたサイトもございました。

今後も私どもとしては、このガイドラインに関するアンケートを実施したり、関連ニュースを事業者の皆様へ配信したりするなどして、任意開示促進に向けた取組を継続していきたいと考えております。

こちらは、今御説明させていただきました権利侵害投稿等の対応に関する検討会の構成員の皆様へ御紹介でございます。座長には宍戸先生に御就任いただいております。森先生をはじめとする弁護士の皆様、憲法学者の皆様へ委員に御就任いただいております。また、総務省様、既存のプロバイダー、通信4団体の皆様にもオブザーバーとして御参加いただいている形でございます。

以上で、私どもの本日の御報告を終了させていただきます。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、清水様より御説明をお願いいたします。

【清水氏】 ありがとうございます。一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、SMAJの清水と申します。本日はお時間をいただき、ありがとうございます。

SMAJでは、プラットフォームを安心・安全に御利用いただける環境の整備を最優先事項と考えています。インターネットやSNSの利用に当たって、個人に対する名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツを投稿するなどの行為を未然に防ぐべく、ソーシャルメディアの

健全な利用に向けた業界全体の取組の推進をしています。

まずは、サービス面の対策を徹底しています。これには禁止事項の明示、禁止事項に該当する行為への措置があります。そして、ソーシャルメディアの健全な利用の普及や啓発の推進もしてきて、情報モラル向上を図る教育及び啓発活動の実施強化をしています。

SMAJとしましては、禁止行為への対応の実効性向上のため、これまで各事業者が実施してきたソーシャルメディアにおける課題に対する取組を体系化したユーザー保護ナレッジデータベースというものを実施しています。このユーザー保護ナレッジデータベースは、これまでSMAJ会員各社がサービスを運営する上で検知したリスクですとか施策をSMAJ内に共有することを目的に体系化したデータベースで、このデータベースを基に、実効性の高いユーザー保護施策を継続的に検討・実施することを目的としています。ここからは、幾つか各社の事例を御紹介いたします。

例えば、ByteDance株式会社の取組です。コメントする前に再考を促す機能、Rethinkというものがあまして、不適切なコメントを投稿しようとするユーザーに、コミュニティガイドラインに違反する内容を含む言葉が含まれたコメントであることを通知し、コメントの再考を促すという機能です。このRethink機能は、グローバルでは4割の人がコメントを修正してくれているというデータもありまして、日本はそれよりも多いというデータもありますので、とても効果が出ているものと考えます。また、受けたコメント、DMを削除できる機能、コメント、DMの発信者をブロックしたりTikTokに通報したりする機能、コメントフィルターといった、不適切なコメントが自動でフィルターされ非表示にする機能やペアレンタルコントロール機能という、子供の投稿にコメントができる人、メッセージを送信できる人を制限することができる機能も御用意しています。

次に、フェイスブックジャパン株式会社及びMetaでは、コメントやダイレクトメッセージ、DMを送れるアカウントを一時的に非表示にすることで、急激に注目を集めた利用者が望まないやり取りを防ぐことができる抑制機能があったり、誹謗中傷を含むDMを分類できる非表示ワード機能などを御用意しています。

そして、ツイッタージャパン株式会社は、サービスの御利用に当たって幅広い事項をカバーしたツイッタールールやポリシーがありまして、それに加えてブロック、ミュート機能や、センシティブな内容の表示に当たっては警告メッセージが表示されるなど様々な機能を御用意してきて、違反の通告機能で通報を受けると、それぞれのポリシーに基づいて様々な強制的対応を取っています。

ほかにも、株式会社ニュースピックスでは、フォロワー外のユーザーに対して自分のコメントを表示させる場合は実名認証を必須としたり、フォロワーユーザーに対してもアカウント登録後のみコメント表示が可能となるような取組を実施したり、モイ株式会社では、モデレーターを設定することで配信者以外でもコメントの管理を行えるようにする、ノート株式会社では、コメント欄にグレー文字のデフォルトとして、前向きなコメントを表示するなどというような取組もあります。また、健全なソーシャルメディア利用に向けて、AIのような技術を活用している事例もあります。

例えば株式会社ディー・エヌ・エーでは、AI技術を活用して、誹謗中傷などの可能性があるコメントを自動的に検出し、カスタマーサポートチームにおいて人の目での確認を行って、速やかに対応を実施しています。また、不適切な発言をユーザーが投稿すると、NGワードとして認識し、その場で自動的に投稿内容が伏字になるコメント機能があったり、迷惑行為や誹謗中傷のようなコメントをしてくるユーザーに対して、ユーザー自身が自分でコメントはできないように禁止したりブロックすることができます。

また、SHOWROOM株式会社は、自社が運営する仮想ライブ空間、SHOWROOMにおいて悪質コメントを検知し、投稿される前にブロックするコンテンツ・モデレーションを、AI機能を自社で開発しています。

SMAJのウェブサイトにて、青少年を中心とした利用者や保護者の皆様の安心・安全なサービス利用のための情報を提供しています。こちらのサイトに関しましては、昨年12月にリニューアルしました。

SMAJ各社の啓発の事例としましては、例えばByteDance株式会社は、内閣サイバーセキュリティセンターが推進するサイバーセキュリティ月間に合わせ、自撮り被害の防止、誹謗中傷の防止をテーマとして、現在起こっている課題や対策についてディスカッションを実施しました。この座談会をTikTokで配信するとともに、誹謗中傷防止のための啓発動画やオリジナルソングの制作、メッセージの発信をしました。また、ツイッタージャパン株式会社は、メディア情報リテラシー週間に合わせて、ユネスコと合同で、「Twitterを活用した教育と学習」というメディア情報リテラシーに関するハンドブックを作成し、メディアリテラシーの認知度向上を支援することに貢献してきました。グリー株式会社は、サービス内に健全なSNSに向けた啓発ページを設置しています。このページには、グリーを皆様に安心して楽しんでもらうための6つのルールが掲載されています。

株式会社ディー・エヌ・エーのライブコミュニケーションアプリPocochaは、相手の気

持ちを考えた思いやりと感謝のあるコミュニケーションを取り、仲間とともにライブ配信を楽しめる場を目指しています。そういったPocochaの在り方をライブ配信者、リスナー、視聴者とともに考え、利用マナーやルールを分かりやすく解説したコミュニティハンドブックを、合計8,000名以上のライバー・リスナーさんの協力の下、作成し、公開しています。また、専用のルールブックでも誹謗中傷に関する注意喚起とともに、厚生労働省の「まもろうよこころ」のホームページを紹介しています。また、モバゲーでは、健全なネット利用についての理解を深めるためのコンテンツ、「マナー&セーフティー」において、利用者、保護者の両方に向けたページを公開しています。株式会社ニューズピックスは、皆様が安心してコミュニティに参加できるように、コミュニティスタンダードの策定をして、実名認証制度の導入もしています。これには、実名（音声不調）。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。清水様、そちらの音声は今途絶えていらっしゃるようでございますが、こちらの音声は聞こえていらっしゃるでしょうか。そちらの音声は聞こえていない状態でございます。お手数でございますけれども、再接続を試していただければ幸いです。

事務局でございます。清水様の声が聞こえない状態となっております。こちらの声も聞こえてない様子でございます。事務局のほうで清水様とのコンタクトは試みておるところでございますけれども、全体の進行がございますので、次の質疑につきまして、SIAの御発表に対する質問を中心に御進行いただければと思います。宍戸座長、お願いいたします。

【宍戸座長】 承知しました。ということで、今、SIAの御発表について御質問があれば、チャット欄あるいは「手を挙げる」などして私にお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 最後のほうのページで検討会の御紹介をいただきましたけれども、法律家の方がざっと並んでいたのは分かるんですが、市民の代表というような立場の方をこういう検討会に加えることはお考えいただけないだろうかというのが1つ目です。

あともう一つあるのは、実在の個人が特定できないケースは、どういうふうにして実態的な意味で判断されるのかという、私人の範囲ですね。この併せたところがちょっと興味を持ちました。というのは、一般の人からすると、実在の個人は特定できないかもしれないけれども、その人に近い人の中では、明らかにその人だって分かってしまうような情

報ってあり得ると思うんですよね。そういったものが実はプライバシーインパクトが一番大きかったりするんじゃないかと思うので、その辺、どうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。SIA様、いかがでしょうか。

【中嶋氏】 御質問いただき、ありがとうございます。

まず、1点目の市民の皆様のご代表を検討会の委員に入れるという点につきましては、ありがとうございます。座長と検討させていただきたいと思いますので、御意見として一旦承りたいと思います。

2つ目の御質問でございますが、私人に関してというところでございますが、例えば特定の地域掲示板等で、およそ、そこに参加されている人たちであれば、その個人を特定できるというような場合に関しましては、私どもとしても個人を特定できているということで対象とさせていただいております。ですので、およそ分からないような場合というものを個人が特定できないということで対象外とさせていただいております。回答になっておりますでしょうか。

【崎村構成員】 ありがとうございます。安心しました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかに御質問等ございますでしょうか。

木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。御説明ありがとうございます。私がお伺いしたいのは、大変有意義な取組をされていて、いろいろ結果を出していただいているのですけれども、まず、利用者への周知ということで、このようなことをやっているという、特に若者に対してどういう形で、このネットのホットラインをお知らせしている、取り組んでいるのが1点目。もう一つは、利用者にとってみると、ホットラインに通報して、実際に削除するまでどのぐらい時間がかかるんだろうと不安になると思うんですけれども、そのタイムが、ケースによっていろいろだとは思いますが、大体どのくらいなのかを教えてくださいませんか。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 それでは、御回答をお願いいたします。

【中嶋氏】 ありがとうございます。周知に関しましては、まさに私どもも骨を折っているところございまして、こういった場合は、いろんな場に私どもが参加させていただきまして、取組について御説明をさせていただくところと、あとは、いろんな団体様にも

私どもの活動を御案内させていただきまして、また、その皆様やパンフレットに載せていただくというようなところを進めさせていただいている状況でございます。

2点目の削除について、もう一度御質問をお願いしたいんですけど。申し訳ございません。

【木村構成員】 削除までどのくらい時間がかかるのかというのが、ケースによると思うのですが、大体どんな感じなのか教えていただければと思います。

【中嶋氏】 ありがとうございます。私どものほうでは、私どもが依頼をかけてから1週間で削除に至ったか、至らなかったかというところを確認させていただいておりますので、今、74%は1週間以内には削除されている状況でございます。

【木村構成員】 ありがとうございます。利用者への周知がやはり一番大事だと思うので、ぜひ若者ですとか使っている方に直接届くような形があるといいなと思いました。ありがとうございます。

【中嶋氏】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでSMAJさんはお戻りでしょうか。

【清水氏】 失礼しました。ネット環境が悪かったみたいで申し訳ございません。

【宍戸座長】 それでは、続きをお願いいたします。

【清水氏】 スライド8ぐらいからですかね。

【宍戸座長】 さようです。

【清水氏】 SHOWROOM株式会社は、配信を始める方や視聴者の方々のために「みんなでつくる楽しく安全なSHOWROOM」という、配信や視聴に当たっての注意点が記載されたものを作成しています。モイ株式会社は、運営するライブ配信プラットフォーム、ツイキャスの安全な利用に当たってのコミュニティーガイドラインを作成し、トラブルを回避するためのルールやガイドラインを紹介しています。株式会社DouYu Japanは、Mildomの御利用に当たって、Mildomガイドに配信、コメントをするときに気をつけるべき荒らし・迷惑行為などへの対処方法についての情報を記載しています。

株式会社jig.jpは、「サービスご利用に関する大切なお願い」という啓発記事を掲出しています。note株式会社は、サービスの利用に当たって「心身の健康を守ってインターネットと付き合うために」というガイドラインをサイトに掲載しています。コミュニケーション上のトラブルが発生することも踏まえ、このページでは皆様が心身の健康を保ちながら安心してインターネットを使っていくために、適切なnoteの利用方法と困ったときの相

談できる専門機関を御紹介しています。UUUM株式会社は、インターネット上の誹謗中傷及び攻撃的投稿からUUUM専属クリエイターを守るための誹謗中傷及び攻撃的投稿対策専門チームがあり、半年に一度、誹謗中傷対策のリポート公表をしています。17LIVE株式会社は、ライブ配信を行ったり視聴したりするといったサービス御利用に当たり、配信者に対しての講習会を実施し、配信者の教育に貢献しています。

最後のスライドになりますが、SMAJは、#NoHeartNoSNSは、法務省、総務省、一般社団法人セーフターインターネット協会と共同で、このスローガンの下、SNSの利用で悩んでいる際に役立てていただくための特設サイトを開設しています。#NoHeartNoSNSの特設サイトでは、SNSで攻撃的投稿された際の対処法が記載されています。この取組には各事業者も取組を実施しています。例えばByteDance株式会社では、NoHeartNoSNSのスローガンを広めるため、啓発動画の最後にスローガンを掲載し、#NoHeartNoSNSをつけて啓発動画をアプリ内に投稿しています。また、LINE株式会社は、「LINEオープンチャット安心・安全ガイドガイドライン」にて#NoHeartNoSNSのバナーを掲載したり、株式会社ナメウエは、設定画面にてこのバナーを掲載しています。これらの取組でユーザーの意識改革にも貢献しています。

私からは以上になります。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのSMAJさんの発表についても御質問があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 ありがとうございます。3ページ目で御説明いただいたRethinkとか、私、すごくいいと思っているんです。それと同時に、非表示にする機能についても御紹介いただきましたけれども、非表示にしても、実世界上での被害は相変わらず生じるので、それだけでよいというものではないと思うんですね。SIA様では、これに対して、例えば削除要請とかそういったこともされておられましたけど、これってSMAJさんとSIAさんですみ分けされて、削除に関してはSIAさんのほうにとかって、そういう格好で流されているのかとか、どうなんでしょうか。必要なものは、やっぱり削除もしなきゃいけないと思うんですね。その辺についてお伺いできればと思います。

【清水氏】 SMAJの各社も削除はしています。

【崎村構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、宮内先生、お願いします。

【宮内構成員】 非常に興味深い活動が方々の会社で行われていることを知りまして非常によかったと思っているんですけども、1つ伺いたいのは、いろんな会社がそれぞれに興味深い取組をしているわけですが、こういうのの横のつながりというんですか、ほかの会社が何をやっているかというのを、こういう一覧表は多分、皆さん御覧になっていると思うんですが、例えば、相互に発表してそれを討議するとか、そういったミーティングみたいなものは開かれる予定があるんでしょうか。

以上、1点質問させていただきます。

【清水氏】 各社集まって意見交換もしておりますし、先ほど御説明いたしましたナレッジデータベースなども共有して、各社で議論しています。

【宮内構成員】 結構会社の数が多いと思うんですが、そういうのが一堂に会してという感じになるんですか。

【清水氏】 そうですね。20社程度ですけど。

【宮内構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。時間の関係上、ひとまずこのラウンドはここまでとさせていただきます。次の御発表をいただきたいと思えます。

資料3、政策パッケージの進捗状況につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸座長、ありがとうございます。事務局の総務省総合通信基盤局消費者行政第二課、池田でございます。事務局からは、政策パッケージの進捗状況につきまして、資料3を用いて簡単に説明をいたします。

まず、資料1ページ目を御覧ください。こちらは皆様も御案内のことかと思いますが、インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージを2020年9月に総務省で取りまとめまして、1、ユーザーに対する情報モラル及びリテラシーの向上のための啓発活動、2、プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上、3、発信者情報開示に関する取組、4、相談対応の充実に向けた連携と体制整備という4つの大きな柱に基づいて、誹謗中傷対策について総合的に取り組んでおるところでございます。本日は、この4つの柱それぞれに関する進捗をごく簡単に紹介したいと思います。

2ページ目をお願いいたします。インターネットトラブル事例集という、インターネッ

トにまつわるトラブルを集めて普及啓発に用いている事例集がございますけれども、こちらについて、学校の授業や教職員研修、保護者会など、様々な場合において活用いただくことができる方法で公開しております。こちら、2020年の追補版から、SNS等での誹謗中傷による慰謝料請求を受ける可能性というところで、トラブル事例の一例として記載しております。また、2021年版からは、後ほども簡単に紹介いたします各機関における相談窓口について、こちら、SIA様のホットラインについても記載がございますし、人権擁護局様の人権相談窓口についても記載しております。また、総務省の違法・有害情報相談センターについても記載をしておりますが、それぞれどういった場合に相談をすると、より的確なアドバイスをもらえるか等につきましての案内フロー図等をこの事例集においても記載をしているところです。

3 ページ目と 4 ページ目はその具体的な例となりますので、説明は割愛いたします。

5 ページ、e-ネットキャラバンでございますけれども、こちらは児童・生徒等を対象に、メインのターゲットとしながら、安全利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者、教職員等に対する出前講座を実施するものでございます。こちらにつきましては、主なアップデートといたしましては、従来、集合形式のみで行っておったんですけれども、昨今のコロナのことも踏まえまして、受講方法の選択肢を拡大いたしました。こちらでは、集合形式や学校での放送設備での利用、あるいはリモート講座やビデオオンデマンド講座等、様々な形態での実施を可能として、受講者にとってより都合のいい方法で受講いただけるようにというものをしておるところです。

その次のページ、6 ページ目におきまして、先ほどのSMAJ様の発表の中でも言及ありましたNoHeartNoSNSのキャンペーンにつきまして、具体的な活動の報告をいたします。こちらのキャンペーン自体は、総務省と法務省人権擁護局、SMAJ様、また、通信関連事業者団体やセーファーインターネット協会の皆様に御参加いただいて、広く誹謗中傷、「ハートがなけりゃSNSじゃない！」という標語を掲げながら、誹謗中傷に関する普及啓発のキャンペーンとして行っているものです。政府といたしましても、広くこのキャンペーンについて触れていただけますように、政府広報室とも連携をした上で発信に努めているところでございます。

また、この次の8 ページですけれども、より親しみやすいキャラクターを用いて、このキャンペーンを普及しようということで、昨年末に「鷹の爪団の#NoHeartNoSNS大作戦」特設サイトを公表いたしまして、広くユーチューブやツイッターといったところでも露出

をするようにというところで普及啓発を図っているところでございます。

9ページにつきましては、今申し上げたキャンペーンの具体的な事例でございますので、説明を割愛いたします。

10ページ目、こちら、柱の2のところのプラットフォームによる自主的な対応の促進の部分に係るものでございますけれども、通信事業者や法務省との間で実務者検討会を開催しております。その説明でございます。インターネット上の人権侵害に関する書き込みへの円滑な対応を可能にするため、より相互の理解を深めることを目的として、法務省とプラットフォームの皆様との間で実務者検討会の開催をしております。この件につきましては昨年も紹介させていただいたところでございますけれども、今回、第7回以降の活動というところが、新たに御報告を差し上げる項目としております。

次のページでございますが、国際的な対話の深化の部分です。総務省では、定期的な海外政府当局との間でのICT政策対話等の会合を実施しております。その機会を活用いたしまして、インターネット上の違法・有害情報対策に関する制度枠組みや対応状況の注視を図っております。日EUのICT政策対話が今年2月にもございまして、また、アメリカとの間では、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話というところで政府間会合を実施いたしまして、それぞれインターネット上の誹謗中傷等につきまして意見交換と問題意識の共有を図ったところでございます。

次、12ページでございます。こちら、発信者情報開示制度の関係でございますけれども、プロバイダー責任制限法の一部を改正する法律につきまして令和3年4月に公布いたしました。こちらですけれども、改めてごく簡単に改正の内容について説明をいたします。プロバイダー責任制限法につきましては、発信者情報開示の在り方に関する研究会の御提言も踏まえまして、新たな裁判手続の創設というところと開示を行うことができる情報の範囲の見直しという2つを大きく行っております。

新たな裁判手続の創設におきましては、現行の発信者情報開示制度においては、SNS事業者等に対して一度訴訟を起し、そこからIPアドレスやタイムスタンプというのを開示いただくと。その情報を基に、さらに別の裁判手続によって、通信事業者等に対して開示請求を行う2つの訴訟が必要となっておりました。ここが被害者の方の救済という観点から負担になっているところの問題意識も踏まえまして、新たな裁判手続として非訟手続を設けることとして、1回の裁判手続によって被害者の方が開示を受けることができる仕組みを新たに創設しております。

また、開示を行うことができる範囲の見直し、2のところですが、こちらは、事業者によっては投稿時の通信記録が保存されていない場合に限ってというところですが、ログイン時のIPアドレスとログイン型のサービスのログイン時の情報等の開示がきちんと発信者情報開示の対象に含まれることを改めて明示する、そのような範囲等についての改正を行っております。

13ページでございますが、こちらは裁判外での開示促進というところで、先ほどSIAの中嶋様からの御説明をいただきました権利侵害明白性のガイドラインにつきまして紹介をさせていただいているものです。詳細につきましては割愛いたします。

14ページ、15ページでございますけれども、こちらは違法・有害情報相談センターにおける活動を中心に、被害に遭われた方に対する相談、アドバイス等を行うセンターについて、相談員の増員等の体制の強化や他機関との連携強化を図っているところでございまして、詳しくは後ほど、石原センター長から御紹介いただこうと思っております。

駆け足でございますが、以上をもって事務局からの説明といたします。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

続きまして、資料4、違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況及び関連機関との連携について、違法・有害情報相談センター長、石原様から御発表をお願いいたします。

【石原氏】 皆様、こんにちは。違法・有害情報相談センター、センター長の石原でございます。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。それでは、当センターに寄せられております相談状況、それから関係機関との連携について報告をさせていただきます。

まず、私ども違法・有害情報相談センターは、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応を促進する相談窓口として、誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害、著作権侵害、こういった書き込みへの対応、削除の要請方法、その他トラブルへの対応方法などを御案内しております。令和2年9月に総務省が発表しましたインターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ、これらに沿いまして、体制の強化、相談件数や内容の分析、相談機関間の連携、分かりやすく相談窓口を示していく、こういった取組を進めております。体制としては左下の図になります。それから、主な相談内容としては右下のとおりとなります。

次に、相談窓口寄せられた相談内容の集計・分析になります。なお、これからお伝えするデータの集計及び分析につきましては、個別の相談が権利侵害に当たるか否かについて相談センターでは判断をしていないという前提で御覧いただければと思います。

こちらは、過年度から今期の4月-12月までの相談件数の推移となります。速報値になりますけれども、前年度の同期間の件数を上回っておりますので、今年度はこれまでの相談件数を恐らく更新する結果になるだろうということが見込まれております。

続きまして、こちらのページでは、この後の集計報告の根拠といたしまして、相談者数、受付件数、作業件数を示しております。ここでいう作業件数が、前のページで御覧いただきました全体相談件数の推移の数値となっております。

相談者の属性としましては、個人が約8割ということで、これは過年度の傾向とほぼ同じになります。ほかには、個人事業主や企業・団体からの相談もございます。

続きまして、権利侵害の対象となった方になります。社会人が約7割という状況です。

次に、相談件数の内訳になります。このページでは、相談内容についてお示しをしておりますけれども、一番右端のプライバシー侵害に関する相談が6割を超えている状況になります。プライバシー侵害については、左の2つ目から6つ目までがその内訳となっております。その中でも、氏名や住所、電話番号、これらが書き込まれている、あるいは写真・動画などが掲載されている、こういった相談が多い状況になります。名誉毀損、信用毀損についても約4割を占めている状況です。また、これらのデータをクロス集計等で分析をしたところ、次のことが分かりました。

まず、相談内容については、匿名掲示板、SNSにおいて、名誉毀損、信用毀損あるいはプライバシー侵害の住所、電話、メールアドレス、これらの割合が高い、それから、プライバシー侵害の写真・映像、こういった肖像権の侵害、あるいは違法であるわいせつ、児童ポルノ、危険ドラッグ、これらの書き込みが行われた場所については、ブログ、個人のホームページの割合が高い、それから、ネットいじめなどのトラブル相談についてはSNSが多い、そうこれらの状況が分かりました。

次に対応手段につきましては、削除方法を知りたいという方の比率が7割程度と高くなっております。特に検索エンジンでの検索結果においては、ほぼ全てが削除方法を知りたいということを望んでいる結果になっております。それから、SNSや出会い系サイト、スマホアプリでは、削除方法を知りたいという比率がほかと比較しますと低く、発信者の特定方法を知りたい、あるいは警察などへの通報方法を知りたい、こちらのほうが高い比率

を示している状況になります。場所につきましては、ブログや個人のホームページの件数が多くなっております。以下、SNS、その他の掲示板という状況です。

次に、相談件数における事業者、サービス別の内訳になります。なお、相談によっては、複数のサービスを回答する場合がございますので、作業件数とグラフの総計が異なっている状況です。

こちらは、今期より新設をいたしました違法・有害情報相談機関連絡会についての説明です。深刻化するSNS上の誹謗中傷をはじめ、ネット上の違法・有害情報の流通において、関係事業者、国の取組のみならず、被害者からの相談を受け付ける相談機関の取組は一層重要となっている中で、これらの相談機関がそれぞれの対応分野や強みが異なっている、あるいはリソースの制約もあるといったことから、相談者への最適な解決策の提供、質の向上、各相談機関が有する機能の相互補完、これらを目指して、連携の在り方を検討していく趣旨で今期より実施いたしております。主査を弁護士の梅本先生にお願いし、当センターがこちらの事務局を担っております。年2回の開催を予定しておりまして、初回の開催を終え、次回は、さらなる連携に向けた各機関の特徴をまとめた資料の作成に着手していく予定です。参加機関は以下のとおりとなります。

続きまして、各機関の個々の連携について記載をしておりますので御参照ください。特に掲載の機関については、緊密に連携を行っている状況です。

次に、事業者や自治体との連携について整理をしております。各自治体などでは、ホームページやリーフレットなどで当センターを紹介していただいております。また、自治体などへ講演活動も積極的に実施しています。

最後に、ユーザーにとって分かりやすく相談窓口を案内し、利便性を高めていこうと目的で、昨年10月よりLINEの公式アカウントを新設いたしました。LINE公式アカウントでは、センターのホームページや、相談システムとの連携、各種相談窓口をチャットボットで案内するという仕組みを構築しております。現在の友だち状況、センターのシステムとの連携は右下のとおりとなります。

この後のページについてはセンターの紹介になりますので、御参照いただければと思います。

報告は以上です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

続きまして、資料5、「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者

検討会」中間取りまとめ及び法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率につきまして、法務省、唐澤参事官から10分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【唐澤法務省人権擁護局参事官】 宍戸先生、ありがとうございます。法務省の唐澤でございます。

まず、資料5-1の一覧表について御説明申し上げます。この一覧表は、法務省の人権擁護機関がプロバイダ事業者等に対して行っている削除要請について、各サイト別の削除対応率を一覧表にまとめたものでございます。現時点におきまして、サイト名の記載については構成員の先生方限りとされておりすけれども、3月に予定されている今回のこの研究会においてその縛りを解くという扱いとさせていただければと思っております。

このサイト名の公表につきましては、昨年2月に開催された当研究会においても構成員限りとされたところ、これについては、宍戸座長をはじめ複数の構成員の先生方から、国民に対して公開すべきであるとの御発言もあったところでした。そもそも昨年、法務省の人権擁護機関として、この削除対応率に係る一覧表を出すことになった経緯でございますが、誹謗中傷対策について、我が国では一足飛びに法規制で対処するのではなくて、まずは事業者様の努力を促し、その代わりにアカウントビリティを求めるといった中で、事業者様からは必ずしも十分な資料根拠が示されない中、法務省の資料を出してもらえないかと総務省からの依頼を受けまして、作成、提出したものでございました。

他方、昨年は、このプラットフォーム研究会の前に開催された実務者検討会において、事業者様の側から、いきなりこのような数値を公表されても事業者としての準備が整わないというような話もございました。このように、事業者様の側においても準備期間が必要であるという意見に基づいて、結果、昨年は構成員限りとさせていただいたところでした。

そこで本年なのですが、本来であれば本日、サイト名も含めてオープンにするというような取扱いも考えられたところではありますけれども、事業者様の側からは、事業者様側の個別の発表が行われる3月の次回の当会までサイト名の公表等を延ばしてもらえないかというような要望もあったところでした。もとよりこの1年、法務省の人権擁護機関といたしましても、一部の事業者様を除いて、多くの事業者様と様々なコミュニケーションを進めさせていただいてきたところでもございますし、そうした対話に応じていただいている事業者様の方々の御努力も承知しているところでございます。当方といたしましても、まさに現在、様々なものが変わろうとしている過渡期ではないかと、このように思い、こ

の一覧表のような定量的な数値とともに、各事業者様において行われている定性的な項目も併せて御覧いただき、評価いただくのが適切ではないかと考えて、今回、このようにお願いさせていただいた次第でございます。

さて、内容でございますけれども、まず、表の1枚目の下に点線の囲みがございます。この1つ目の米印にもあるとおり、あくまでここで掲げさせている数値は要請件数ベースでございます。投稿ベースではございません。例えば、ある1つのサイトに100件の誹謗中傷の投稿があり、それについての相談が1件あったという場合、要請自体はサイトごとに行いますので、この場合であれば1件とカウントします。そして、100件の投稿が全て消えれば全部削除、70件の投稿が消えたということならば一部削除と、このような扱いでございます。先ほど、セーファー様から統計資料等が出されておりましたけれども、セーファー様の統計はURLベースだと認識しております。これは投稿ベースに近いのではないかと思いますけれども、これとは異なっているということでございます。

次に、一番下の米印を御覧いただきますと、この対象期間は、平成31年1月から令和3年10月までの2年10か月とさせていただいております。ちなみに、昨年お示ししたのは、その期間を1年ずらした昔のものでございました。このように対象期間が複数年にまたがっているのは、先ほども申し上げましたとおり、各事業者様とも現在、様々な工夫、努力をされている過渡期ではないかと認識しております、そのような改善等には一定の時間がかかるものだとすることを踏まえ、まずは、このような複数年の期間でお示しするのが妥当ではないかと考えられたからでございます。

表の右下を御覧いただきますと、削除対応率として全体で69.74%と出ております。昨年は68.08%でありまして、昨年からは若干ではありますが、上昇が認められるところでございます。

さて、法務省の人権擁護機関は、相談者の代理人の立場ではなくて、国として中立公平な立場で、相談内容の違法性等を慎重に判断した上で要請を行わせていただいております。手元の計算ではありますけれども、人権侵犯事件として立件した件数のうち実際に要請した件数、この表で言いますと1,173件となりますが、これは立件した件数全体の約24%となっております。それだけ慎重にさせていただいているということを御理解いただければと思っております。

そして、違法性の判断でございますけれども、現時点では、私と局付2名の、合計3名の法曹有資格者によって、裁判例等に照らしながら慎重に判断、チェックを行わせていた

だいております。したがって、当方としては判断の水準は常に一定だと考えておりますところ、そうであれば、果たしてサイトによって、ここまで削除対応率にばらつきがあるのかと、そうした疑問は持っているところでございます。

他方、それでは、法務省は実際にどのような判断基準で判断しているのか、その点の透明性を確保すべきではないかというような御指摘もあったところでございます。そこで立ち上げたのが、有識者検討会でございます。それについては、資料の5-2で後ほど御説明を申し上げます。

話を戻しまして、資料5-1の2枚目を御覧ください。こちらは事案類型別の数値を掲げております。上段では1から4と5とを書き分けております。この5については、「識別情報の摘示」と書かせていただいておりますが、これは特定の地域を同和地区と指摘する情報であります。この種の情報につきましては、令和3年9月の東京地裁の判決にもありましたとおり、特定個人の権利利益の侵害を肯定するといったものもあります。また、事業者様の中には、フェイクニュースやヘイトなども含め、特定個人の権利利益の侵害の有無だけで判断するのではなくて、表現内容そのものが事業者様のガイドライン等に照らして不適切であれば、これを削除するという取組を行っている事業者様もいらっしゃいます。このような中、この問題をどのように検討するのか、これは一部の事業者様を除いて、多くの事業者様においては、現在真摯に御検討いただいているものと認識しております。

この分野については、日本の部落差別の歴史やこれまでの同和対策とも密接に関わるところであり、特に外国の事業者様との意見交換などを通じ、このような経緯などについても御説明し、御理解をいただくよう務めているところでございます。そのような状況で、このテーマはそうした過渡期でもあるということで、別立ての項目を設けているといったところでございます。これを除きますと、対応率は、中段の青字のところですが、72.54%でございます。これも昨年のものに照らして約1%上向いているといった状況でございます。

同様の趣旨で、下段のサイト別の一覧でも縦軸に類型別を設けています。サイトによっては、識別情報の摘示関係が多いものもございます。そうした事業者様においては、1枚目で先ほど御覧いただいた対応率の全体の数値、これは必ずしも高くないところもあります。現在、そうした事業者様の中には、先ほど申し上げたような検討、対応を行っていただいているといったところでございます。

他方で、そのような特殊性のない通常のプライバシー侵害や名誉毀損についてであって

も、十分な対応をいただけていないように思われる事業者様があります。こうした事業者様がどのような事業者様であるのか、この辺りも見ていただくのが有益ではないかと考えております。

次に、資料5-2の有識者検討会について御説明を簡単に申し上げます。先ほども申し上げましたけれども、削除要請、その基準を法務省としてもクリアにしていかなければならないといった課題を抱えていたところでございます。また、これをクリアにすることは、事業者様にとっても非常に有益なものではないかと考えています。と申しますのも、事業者様に対する削除要請や依頼を行っているのは法務省の人権擁護機関だけではなくて、先ほどのセーファー様、あるいは地方公共団体、あるいは一般私人や弁護士の方々も行っているわけでございます。また、事業者様も、先ほどの説明でもありましたとおり、アーキテクチャー等での工夫も行っております。現実にはアーキテクチャーというのも万全ではなくて、そこから漏れ出るものがあるので、削除による対応も必要であるのが実際であると思います。事業者様にとりましては、そうした場合の削除の判断方法、また、アーキテクチャーを組む際にも理論が必要なわけですから、事業者様がそういった理論を検討する際にもこういったものを生かしていただけるのではないかと期待も込められて、法的な観点から関連する論点を網羅的に御審議いただいているといったものでございます。構成員として、宍戸座長をはじめ森先生にも入っていただいている状況でございます。

検討されている論点は、最終ページに開催状況の一覧が書かれておりますが、そこに書かれておりますとおりでございます。

現状でございますけれども、1月20日に中間取りまとめが行われました。それに基づいて、2月18日まで一般からの意見募集が行われました。検討会自体の建て付けといたしましては、この検討会のお座敷自体は、商事法務研究会様にお願いをして、そちらで設定していただいておりますが、意見募集もそちらで行っていただいている、法務省は実質的な事務局の立場を務めさせていただいていると、そんな状況でございます。今後、意見募集の意見結果等を踏まえまして、最終取りまとめに向けた御議論をお願いしたい、このように考えているところでございます。

ひとまず以上でございます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、事務局、違法・有害情報相談センター及び法務省様からの御説明について、構成員の皆様方から御質問、御意見があれば、大体15分程度をめどとしておりますが、いただきたいと思います。また、チャット、ある

いは「手を挙げる」などして私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、まず寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 御丁寧な御説明、ありがとうございます。非常に多方面にわたって、たくさんの方の関係者の方が非常に努力をされていることがよく分かり、とてもよかったなと思っております。

その一方で、ちょっと気になり始めたことがあります。いろんなことをやっているのはいいんですが、一定程度、いろんな数字も出てきて分かりやすくなったところはあるんですが、その一方で、特に啓発関係、こちらがどの程度効果があるのか、あったのかというのがよく分からないなと思っております。実際にどういった対策を行うと、誰のどのような意識とか行動を変容させることができるのか。例えば、投稿に慎重になったとか、被害を受けても毅然と対応できるようになったと考えると、そういった行動変容、意識変容みたいなものをどんどん喚起させていくためには、どういった対策を取る場合が一番効果があるのかみたいなのが見えてくるといいんじゃないかなと思っております。ちょっと感想めいたものになるんですが、今後はやはり、これまでやってきたことに対して、効果のKPIをしっかり立てるとか、どのような効果があるのかという分析みたいなものをそろそろしっかりとやっていく必要があるんじゃないかなと思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今のは御発言ということだろうと思えますけれども、総務省から何かございますか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。寺田先生、御指摘いただきまして、ありがとうございます。今、御指摘いただいたような点等につきまして、非常に重要な点でございますので、引き続き事務局においてしっかり検討してまいりたいと思っております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次回のヒアリング、事業者からのヒアリングもありますので、そこでいろいろなお話なども伺って、少しKPIのようなことも検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

それでは、次に森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。総務省の政策パッケージにつきましては、従前からお示しになっていたものを着実に進められていると思えました。法務省から御説明

のありました人権擁護機関による削除要請も、これも随分前からの取組ですし、また、政府から削除要請すると難しいところのある問題について、裁判例の削除基準の分析にまで遡ったしっかりした御対応をされていると思いました。

ちょっと細かいことなんですけれども、人権擁護機関の削除要請の中で、識別情報の摘示の問題がありました。被差別部落ですね。唐澤さんからの確かに裁判例の御説明があったように、権利侵害情報だというものもあったというお話でありましたけれども、これはやはり権利侵害情報になるものと、そうでないものがどうしても出てきてしまうんだろーと思えます。また、もしかしたら次回お話ししたほうがいいのかもかもしれませんけれども、そういうことについて海外のプラットフォーマーに御説明できるのかどうかということもあるかなと思っています。もちろんプラットフォーマーとしては、表現の自由と権利侵害をてんびんにかけて判断しなければいけないわけですが、そのとき、我が国の特殊な被差別部落の人権侵害と、それについての対策の歴史みたいなことをなかなか御説明しにくい。あちらとしても、もちろん、はい、分かりました、消しますというわけには当然いかないと思えますし、こちらとしても御説明に時間のかかるお話であろうかと思えますので、そういう意味では、権利侵害ということを媒介にする、権利侵害を1回通す、権利侵害だから削除してくださいという構成とは別に、部落差別の解消の推進に関する法律のようなもので削除の権限を持っていただくと。これはこれで、それをどういう場合にできることにするのかみたいな細かい手続的なことは必要にはなろうかと思うんですけれども、やはり広報で削除権限を持っていただいて、権利侵害であることを媒介させないという考え方もあるのかなと思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。唐澤参事官、今の森先生の発言にコメントなり何かございますでしょうか。

【唐澤法務省人権擁護局参事官】 森先生、ありがとうございました。まさしくおっしゃるとおり、まず海外事業者様にどのように御理解いただくかというところは、かなりいろいろな工夫が必要なところでございます。これは個別事業者様のことであるのでなかなか具体的には申し上げにくいところはありますけれども、今、実はかなり深いところまで、その方策について、事業者様の日本の方とともにいろいろ相談しながら進めているところがあります。なので、1年前よりはその辺りは随分進んでいるかなと、まさに過渡期にあるかなと思っています。

それから、法律構成とか権利侵害の理論的根拠のところもありがとうございました。差別助長誘発目的がなければ削除できないのではないかという誤解も以前にはあったところですが、そのような誤解も解けてきているのかなと思っています。引き続き事業者様のガイドライン等も踏まえながら、適切な対応をどのように取ったらいいか検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次に木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 いろいろと御説明ありがとうございます。様々な取組があるということを理解いたしました。これは意見というかコメントになると思うんですけれども、まず、資料3の政策パッケージの進捗状況についてなのなんですけれども、12ページにありますように、新たな裁判手続の創設ということで、以前よりはハードルが低くなったと思うんですけれども、やはり一般の利用者にとっては、まだまだハードルが高くて、ここをどうやって下げていくのかとか、もう少し使いやすいものになっていかないかなと思った次第です。

それから、同じ資料の15ページになりますけれども、インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口の御案内というところで、窓口の連携は大変いいことだと思います。自分がどこに相談したらいいのかが分からないというのは、利用者にとっては心が折れていて、どうしようと思ったときに、どこに相談していいのかってまず悩まないといけないことは大変なことだと思っています。もう一つ、これに踏み込みますと、相談窓口の連携ということで、どこに相談しても、これだったらここに相談すればいいよという適切なところに案内して下さるような連携が必要ではないかなと思った次第です。

それから、違法・有害情報センターの取組についてなんですけれども、苦情が増えているというのは、苦情を言えるようになって届けやすくなったのか、それとも苦情そのものが増えているのかは微妙なところだと思うんですけれども、普及啓発も大変大事なことだと思っています。特に子供は、皆様御存じのように、どんどん大きくなっていきますので、同じ小学校であっても、流れる水のように学んでいる生徒はどんどん替わっていきますから、普及啓発は本当に大事なことだと思っています。いまだに、写真を送ってしまうとか、私たちにとってみたら当たり前、こんなことではいけないよと思っていることでも知らなかったとか、居場所がない子供さんたちが居場所を求めてということでSNSなどでいろんな被害に遭ってしまうということを聞くと、本当に切ない思いがいたします。きちんと周知することの必要性がありますし、学習会とかイベントだけではなくて、いろんな機会

でふだんからあるといいなと思います。

先日、テレビを見ていたときに、子供たちのSNSに関する番組だったんですけども、18歳未満の児童の写真を送ったりするのは児童ポルノ法違反ですとか、あと18歳未満の連れ出しは略取誘拐罪に当たる可能性がありますって、テレビ画面にきちんと出ておりました。そういったことが画面に出ておきますと、あっ、それはいけないことなんだということが分かるので、いろいろな機会を捉えて、そういった啓発はすごく大事だと思います。今後、いろんな方がネットでのコミュニケーションをますます取っていくことになっていくと思いますので、ぜひ様々な取組を引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 御意見いただき、ありがとうございました。

それでは、手塚構成員、お願いいたします。

【手塚構成員】 御指名、どうもありがとうございます。今までの説明を聞いて、まず総務省さんの政策パッケージ、これは非常に素晴らしいと思っていて、これをさらに促進、推進して行っていただきたいと思います。その中で、今、木村さんからもお話がありましたけれども、やはり小中学生に対する教育といたしますか、こういう分野についての説明というか、どういう影響があるのかというのは、小さい頃からやっておくべき内容だなというのを強く感じます。それは、個人情報を取り扱う意味からもそうですし、様々な視点で、倫理観ですとか道徳観、こういうところに根差しているものにもつながることだと思います。そういう点で、全国的ないろいろな展開はしているという、こういう流れはこれはこれで大事なんですけども、やはり授業の中で、こういう項目を全国的に小中学生にも、情報系のものをしっかりと教育としてやっていく時代に完全に入っているなという気がします。

つまり、ネットワークを使うと、一般にその辺で会話している内容とは全く違って、拡散の問題ですとか、そういう全体的なことを踏まえて、さらにこういうものを書くことの慎重さといいますか、判断の仕方を小さい頃から知っていただくというか、そういうことが今後非常に重要になるのかなと思います。そういうことから、世代別の普及啓発をどういうふうに今後組み立てていくのかということですね。小中学校、高校、大学入るんですかね、それと一般社会人、さらには高齢者等を含めて、世代ごとの普及啓発というものを、この分野においてどういうふうに広げていったらいいのかということが大事かなと感じました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。いずれも貴重な御意見ですので、事務局でテークノートして、次回以降も含め、今日の後半もそうですけれども、議論をさらに深めていきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、時間の関係もござますので、次のアジェンダに進ませていただきたいと思えます。資料6、インターネット上の違法・有害情報をめぐるEUの最新の動向につきまして、三菱総合研究所、安江様から御発表をお願いいたします。

【安江氏】 三菱総合研究所の安江です。それでは、本日は私から、「インターネット上の違法・有害情報を巡るEUの最新動向について」ということで、具体的にはデジタルサービス法の審議状況といえますか、最新動向について御報告したいと思えます。

こちらが目次ですけれども、最初にこれまでの経緯と今後の予定と、今回御報告するものがどういった段階のものかというのを簡単に御説明したいと思えます。その後、条文構成から見て、全体的にどういった形の修正が今回行われているのかを簡単に御説明します。3番からは内容について御報告したいと思えますけれども、まず1つは、DSA、大きく2つの規制内容に分かれると言ってもいいと思うんですけれども、現存の電子商取引指令を受け継ぐという形での仲介サービス提供者の免責等がどうなったかというのが3番目です。4番から6番については、DSAのもう一つの柱である、いわゆるオンライン・プラットフォーム等への規制、義務がどのように修正されたかということをお報告したいと思えます。7番で、それに関連してどういった意見が周辺で出ていたかということをお紹介したいと思えます。

こちらが、まずサマリーということで、DSAの概要、これを1枚にまとめたもので、この図は約1年前ですか、こちらで御報告した欧州委員会の法案を説明した資料に、今回の欧州議会の修正箇所を赤字で書き込んだものなんですけれども、御覧になって分かるように、かなり大幅に修正が加えられておまして、これで説明するのも分かりにくいので、こちらは後で御覧いただければと思えます、以降のスライドでもう少し分かりやすく説明したいと思えます。

こちらが経緯と今後の予定ですけれども、EUにおける立法過程というのは、通常はこの3段階で分けられているというふうになされておまして、まず最初に、欧州委員会が法案を提出しました。こちら側、一昨年12月15日にデジタルサービス法案として提出されたもので、その内容については約1年前にこちらで御報告させていただいたものになります。

次が、欧州議会がその法案に対して審議を行い、議会としての立場を採択するというところで、欧州委員会の法案に対して承認、修正、拒否のいずれかを採択するということになっております。こちらが約1か月前ですけれども、1月20日に修正という形で採択されていまして、その際に、具体的にこういうふうに修正すべきというものが出ていまして、そちらを本日御説明したいと思います。

これ以降ですけれども、今度はEU理事会が議会の案を承認するか承認しないかということを決めるわけですが、こちらについては、欧州委員会を含めた3者の協議、トリログを踏まえて決めていくということで、そちらが1月末から始まっていると報道されております。こちらのページとその次のページが条文の構成で、それに条文のタイトルですとか新しい条文が挿入されたもの、こちらを赤で書いております。これを見ると分かるように、かなり幅広くなっていまして、かつⅢ章のところ、いわゆるオンライン・プラットフォーム規制のところではいっぱい入っていると。

この次のところ、こちらについては、執行ですとか監督の体制とかそういったものですが、こちらについては条文の構成としてはあまり変わっていません。ただ、全体を通してですけれども、右上にありますように、赤字で書いてない部分、黒字の部分についても、条の下の項のレベルでかなり大幅な修正がされていて、条文だけで見ても359か所の修正がつけられているので、かなり大幅に変わった形になっております。

次に内容に入りますけれども、まず、仲介サービス提供者の免責ということで、従来からある単なる導管、キャッシング、ホスティング、これらの事業者に対する免責条項がどうなっていたかということで、こちらについては条文上はあまり大きな変更は加えられていないということで、実際の判断であるとか裁判等では若干違った意味を持つかもしれませんが、条文としてはあまり大きな変更はないという形になっています。

ただ一方で、併せて今回、DSAの中で仲介サービス提供者の果たすべき責任とか課されない部分が加筆されているんですけれども、まず一般的なモニタリング義務がないという項目に関しましては、もう少し踏み込んだ修正がされておまして、基本的にはデータ保護とかプライバシー保護といった観点からの加筆がされています。まず、コンテンツ・モデレーションとか個人の行動監視というために自動化されて、例えばAIとかのツールを使う義務は事業者にはないですとか、エンドツーエンドの暗号化サービスを提供しても構わないですとか、サービスを匿名で利用したりとか料金を支払ったり、そういうことができるようにしなさい、最善の努力をしなさいといった規定が追加されています。

また、自主調査と法令遵守ということで、こちらは事業者が違法なコンテンツを自主的にいろいろ調べるということを行ったことがホスティング事業者の免責条件に当たるかどうかということで、当たりませんよというのがもともと欧州委員会の原案にあったわけですが、こちらの自主的なコンテンツの調査について、もう少し踏み込んで、まず効果的な調査にしてくださいということと、内容についてはちゃんと透明性を持って適切に、要するに、過剰な削除とかそういうのもなしという形で加筆されている形になっています。

また、自動化手段を使う場合にも、それが適切なのかどうなのか、最善の努力しなさいということで、単に自主的に調査をすればいいということではないですよというような修正になっています。また、事業者に対する命令についてですけれども、命令が満たすべき条件がもう少し詳しく規定されたという部分と、コンテンツのアクセスの削除とか無効化という差止め命令を加盟国はできますよということが明記されたと。他方で、適法なはずのコンテンツが削除されちゃった場合については救済措置があるんですよということも明記されるということになりました。

次が2つ目の柱で、いわゆるオンライン・プラットフォーム等への規制になります。こちらがまず、どういった事業者が規制の対象かということで、4区分あったわけですが、この基本的な4区分については変更ありません。ただ、零細・小規模事業者への免除というのが一部追加されています。まず、一番広い仲介サービスというところにつきまして、こちらの事業者の義務の中で透明性報告義務があるんですけども、そちらについては零細・小規模事業者は免除されるという形になりました。また、オンライン・プラットフォームの義務についても、零細・小規模事業者は免除という形になりました。ただし、零細・小規模事業者であっても、超大規模オンライン・プラットフォーム、VLOPに当たる場合については、その免除規定は適用されない。要するに、ユーザーとしては、現状で言うと4,500万人以上のユーザーを抱えているサービスを提供している場合、超大規模オンライン・プラットフォームになるんですけども、そうした事業者が、例えば欧州に非常に小さい企業をつくった場合、こういった場合については免除の対象じゃないですよといったようなことだと考えられます。

次が、対象事業者別の規律一覧ということで、こちらも1年前の表を更新した形ですが、御覧になって分かるとおり、先ほど申したとおり、こちらのオンライン・プラットフォームのところの規定の修正がかなり多い形になっています。こちらが今回の修正点、多岐にわたるんですけども、そちらをまとめてみたものになります。縦軸が対象事業者

になっていまして、横軸ですけれども、今回の修正内容をいろいろ読んでみると、大きく3つぐらいの視点なのかなと考えています。まず1つが、利用者保護を強化するという部分です。2点目が、違法な情報とか違法な行為に対して、プラットフォームですとか仲介サービス提供者、ホスティングサービスがどういう対応を取るべきかということですが、こちらについては、違法な情報や行為がちゃんと取り締まられるように、措置されるようにということで規定が追加されていると。それから、事業者の説明責任とかその他の対応についてももう少し加筆された部分があると、こういった形かなと考えています。

順に御説明しますけれども、仲介サービス提供者、こちらについては、まず利用規約についてかなり詳細な追記がされています。利用規約に記載すべき内容が追加されたりとか、利用規約、分かりにくい部分が多いので、要約を作ってくださいですとか、作成言語についても、域内でサービスを提供している国の公式言語全てで作りなさいとか、それから、サービス規約について、欧州の基本権をちゃんと尊重した形になっていなければならないと、それも含めてこのDSAで規定するような条件を満たさない利用規約は無効ですと、そういうことまで書かれています。

2点目が、匿名でのサービス利用や支払いの保証ですとか利用者データが保護されるということで、利用者のログを包括的に保存しろと言われるような義務はないですとか、そういうことが規定されています。

3点目が、消費者保護という視点になると思いますけれども、ダークパターンの禁止、未成年者に配慮したサービスやサイトの機能・デザインにすべき、そういったものになります。それから、仲介サービス提供者が果たすべき義務を満たさないことで受けた直接的な損害に対する損害賠償請求権がありますよということを明記する形になっています。

仲介サービス提供者の事業者の説明責任等については、透明性報告義務がかなり強化された形になっていて、まず1つは、複数の国でサービスを提供している場合には、国別と公式言語別の状況を記載しなさいと。例えば、違法の通知が何件あってとか、それに対して何件削除してとか、どういうモデレーションをしてとか、そういったものについて全部、国別・言語別に書きなさいというのが1つ追加されています。もう1点は、先ほど言いましたように、零細・小規模事業者の免除の規定というのがあります。

次に、ホスティングサービス、こちらについては刑事犯罪の疑いを察知した場合に当局に通知するというのと、コンテンツの無効化または削除という義務が生じるという条項が追加されました。

それから、オンライン・プラットフォームですけど、こちらについては、まず内部通報制度の対象拡大ということで、これはコンテンツが削除されちゃったんだけどおかしいですよという異議申立てをするような制度について対象を拡大しなさいと。いろんな困ったことに対応しなさいというのが1点目です。2点目が、ターゲティング広告に関する規定で、まず、ちゃんとした説明と同意を取りなさいと。GDPRの第7条にあるような同意原則をちゃんと守りなさいみたいな話と、拒否した場合に、それでもサービス自体は使えるようにしなさいと。それから、拒否や撤回するときの手間が同意と同じぐらいでなきゃいけませんよということです。それから、未成年者に対してはターゲティング広告をしてはいけません、そのためのデータ収集をしてはいけませんということが盛り込まれました。それから、条文ではないんですけども、序文、リサイクルのほうで、特別カテゴリーデータを使ったターゲティングなど、弱者が困るようなことはしないべきといったような考え方が盛り込まれています。

3点目ですけども、レコメンダー・システムの透明性ということで、いわゆるレコメンド、いろんなお勧めが出てきますけれども、こちらについて透明性義務というのが、これはもともとは欧州委員会の原案では、超大規模オンライン・プラットフォームの義務としてなっていたんですけど、そちらがオンライン・プラットフォーム全般に係るという形の修正になっています。4点目が、アクセシビリティ要件ということで、障害者がサイトやサービスを使う場合にちゃんと配慮した形で設計し、また対応しなさいという項目が盛り込まれました。

続いて、違法情報や行為への対策ですけども、まず、違法な製品やサービスというのが、オンライン・プラットフォーム上で仲介されている場合、こちらについては、分かった段階で製品・サービスを削除したりとか、連絡先が分かる場合にはユーザーに通知しなさい、そういった義務が追加されました。また、ユーザー生成ポルノコンテンツというのがプラットフォーム上に乗かって、かつ、プラットフォームが主にそういった形で使われている場合というような書き方になっているんですけども、その場合には、まず投稿するユーザーに関して身元確認をしっかりとしなさいということと、コンテンツに関してはちゃんと教育を受けた人間によるモデレーションをしなさいということと、通知と行動メカニズムということで、これは困るものだと通知を受けた場合には、ちゃんと削除なり対応しなさいといったことが位置づけられています。

オンライン・プラットフォームの説明責任等ですけども、先ほど申したとおり、これ

は説明責任だけじゃないんですけれども、零細・小規模事業者の除外規定があります。それから、信頼された旗手、トラステッドフラグガーに関する対応ということで、トラステッドフラグガーをどういうふうに認定するかですとか、トラステッドフラグガーが不適切な通知をしてきた場合、本当は問題ないコンテンツをこれは問題だと言ってきたような場合とかについてどういうふうにするかといったことが追加されました。

それから、プラットフォーム上で製品やサービスを仲介するときの取引事業者についての追跡義務というものが強化されています。あとは透明性報告義務について、対象事項の追加ということで、これは結構細かいんですけれども、いろんな数字の平均値だけじゃなくて、中央値とかを出せということで、より中身を詳しく知りたいということだと思いますけれども、そういった形になっています。

最後に、超大規模オンライン・プラットフォームになります。こちらについては、利用規約、こちら、全EU加盟国とありますけれども、サービスを提供している全加盟国の言語で公表しなさいということと、レコメンダー・システムについて、プロファイリングなしのレコメンダーを提供しなさいですとか、利用者によるパラメータの変更機能を提供しなさいということで、プロファイリングなしというのは、特に例とかは書いてないんですけど、例えば考えてみると、今、全体としてこれがトップテンですよとか、これがベストスリーですよとか、そういった統計データに基づくようなレコメンダーなのかなと思いますけど、そういったものもオルタナティブとして提供しなさいといったことが提起されています。

最後にディープフェイクで、こちらも、ディープフェイクコンテンツがあると知った場合には、利用者への通知ですとか分かりやすい表示とか、そういったことをしなさいということが書かれています。

これ以降、9ページにわたって細かく書いてあるんですけれども、時間もあるのでポイントを説明したいと思います。まず、利用規約については、先ほど言ったとおり、項目の追加であったりとか、未成年者がよく使うサービスだと分かっているんだったら、そのように分かりやすくしなさいとか、あと、利用規約の要約の作成、分かりやすくちゃんとしなさいということです。

それから、これは義務ではないんですけれども、要約を作るときにはアイコンやグラフィックなんかを使うことも可能ですよと、推奨ということだと思うんですけど、そういったことが書かれています。透明性報告義務については、まず、ここにありますように、

国や言語別の内訳が明記されました。それから、記載項目の追加であったりとかコンテンツ・モデレーションをどうしているのかということについても、有意義で分かりやすい情報を書きなさいといったようなことが書かれています。提供される情報は、加盟国ごととEU全体として提示しなさいということも書かれているという形になっています。

それから、オンライン・インターフェースの設定と構成ということで、ダークパターンの禁止が書かれています。ダークパターンは何かというのは、多分いろいろ変わってき得ると思うんですけども、この法案としては、まずaからeまでを最低限これだというふうに言って、あとは多分、欧州委員会の委任立法権を認めるというのが別途含まれているので、ガイドラインを作って規制していくということかと思えますけど、そういった条項が盛り込まれています。

それから、未成年者保護。未成年者にとって分かりやすいとか、リスクとかセキュリティーについて分かるような形のデザインにしなさいといったことです。あとは損害賠償請求権という形になっています。ホスティングサービスについては、刑事犯罪の疑いの通知ですとかコンテンツ無効化、削除ということで、ここを具体的にどういう基準でというのはガイドライン等かもしれませんが、人の生命または安全に対する差し迫った脅威を伴う重大な犯罪が行われている、または行われる予定であるという疑いを生じさせる情報を知った場合には、これはパトロールする必要はないということだと思んですけども、知った場合については速やかに通知する、関連情報を提供する。特別な指示がない限りはコンテンツの削除や無効化、そういった義務が規定されています。

次がオンライン・プラットフォームです。こちらについては、先ほど、細々説明したとおりでですけども、信頼できる旗手、トラステッドフラグガーについては、トラステッドフラグガー自体がちゃんと信頼できるかどうか多分見ないといけないという問題意識でいろいろ追加されているのかなと思います。

それから、取引事業者の追跡義務についても結構細かく規定されていて、最善の努力とかそういったものですが、そういったものがあると。違法な製品・サービスの削除・通知についても同様です。

あと、ターゲティング広告ですが、先ほど申し上げたとおり、同意の適切な取得と、それから同意しなかった場合でもサービスがちゃんと提供できると。同意と撤回、拒否について同じぐらいの手間でできるようにしなきゃいけないといったことです。あとは未成年者の保護、特別カテゴリーデータへの配慮といったような形になっています。

レコメンダー・システムの透明性、こちらは先ほど申し上げたとおり、もともとは超大規模なプラットフォームへの規制がこちらに移ってきたという形で、より幅広い対象に適用されるという形の修正をしています。

それからユーザー生成ポルノコンテンツへの対応ということで、ここにありますように、aが身元確認をしっかりダブルオプトインでやりなさいということと、専門的な人間によるコンテンツ・モデレーション、それから、恐らくリベンジポルノとかそういったことを想定されていると思いますけれども、通知に対して適切かつ迅速に対応しなさいと。これは具体的には書いてないですけれども、そういった一般的な要件という形で書かれています。

最後に、超大規模オンライン・プラットフォームです。ちょっと時間が過ぎてしまったんですけれども、レコメンダー・システムの透明性の部分とディープフェイクの部分があります。これ、最後の説明になりますけれども、こういった最終的な修正案が出ているんですけれども、それに至る途中でいろんな意見が出されています。こちらとその次のページの半分ぐらいに主なものを書いているんですけれども、例えばEU理事会、これから欧州議会案を承認するかどうかという判断をするところですけれども、こちらについては、並行してオンライン検索エンジンも明示的に規制対象にすべきだという意見を言っています。それから、未成年者保護についても、EU理事会も強く言っているということです。あとは、違法コンテンツ削除、こちらについていろんな意見が出ていて、まず議会の、委員会で言うレベルでは、まず違法コンテンツの削除に関して、例えばドイツのネットワーク執行法のように、24時間以内とかそういった厳しい短期間の期限を提案した。ただ、最終的には数字は入ってないんですけれども、という形の議論がありました。

また、EU理事会では、そこは要らないんじゃないのという形ですとか、いろんな団体から、これは問題だとかいろんな意見が出ているということで、違法コンテンツの削除、実効的な削除とかオーバーブロッキングとか過剰削除とか、そういったものについてのいろんな問題意識があったということだと思います。

ダークパターンについては、ダークパターン反対という意見もありまして、業界団体とかEU理事会も、既存のサービスはダークパターンじゃないんじゃないのというのを条文に盛り込むべきというような提案もしているんですけれども、最終的にはダークパターン条項は議会では認められたという形になっています。

若干オーバーしましたが、以上になります。

【宍戸座長】 安江さん、詳細な御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの三菱総研様からの御説明についての御意見と、それから時間もございますので、全体を通しての御質問や御意見も併せて、このラウンドで承りたいと思います。御発言のある方は、チャット欄または「手を挙げる」などで私にお知らせいただければと思います。いかがでございましょうか。

生員構成員、お願いします。

【生員構成員】 ありがとうございます。大変丁寧なまとめをいただきまして、まさしくデジタルサービス法、議会とEU理事会で両方ポジションが出そろって、これからトリログで、議会の提案もどこまで最終的な形に盛り込まれるかというところを含めて非常に注目していくべきところかなと感じております。

個人的に2つだけ、特に関心を持っているところのコメントなんですけれども、1つはやっぱり利用規約の内容及び形式というところについて正面から踏み込んできたのが今回極めて重要なところかなと思います。まさに約款規制に近いようなもの、これからルールとして、どのようにプラットフォーマーの方々にしっかり基本権保護を含めてつくっていただくかといったようなこと、非常に大きな論点になってくるところかなと感じています。

2つ目は、今回の特にオンライン・プラットフォーム、超巨大プラットフォームに対して、追加的な義務を課すということが非常に大きなポイントではあるんですけど、まさに御紹介いただいたとおり、それを含む、より上位レイヤーの概念としての仲介サービス全体に対する義務といったところも、かなり様々な形で変わってくる。そして、その中で、最後のほうでちょっとだけ触れていただいたんですけど、特に議会では、いわゆるBKYC、ビジネスカスタマーの身元確認義務というのを、当初案ではオンライン・プラットフォーム等に限定されていたのを、例えばCDNですとか、あとはDNSなんかのサービスに対してもしっかり課していくべきじゃないかということが言われている。これは海賊版対策等の関わりで、しっかりと情報発信者をどのようにつかまえるのかといった意味でも非常に大事なところかなと感じているところ、今後の動きをフォローしていく価値があるかなと感じています。

取りあえず以上でございます。

【宍戸座長】 コメントありがとうございました。

次に、山本先生、お願いいたします。

【山本構成員】 ありがとうございます。2点、質問させていただければと思っております。

ます。1点は利用規約のところで、私も憲法を勉強していることから、基本権憲章の尊重義務を書くというところは非常に興味深く伺いました。ただ、ちょっと気になるのは、この基本権について利用規約で書くということなのですが、仲介サービスの提供者自身も、ある種基本権の主体ではないかとも思うところがあって、そうすると、仲介サービス提供者も、例えば特定の考え方を信奉するなど、自らの思想を表現していくことも許容されるのかなと思うんですけれども、そういう仲介サービス提供者自身が基本権享有主体であるということを、ここでは理論上どういうふうに整理されているのかということ伺いたしたいと思います。

例えば、メディアの多元性というところなんかを見ると、超大規模なプラットフォームであれば、様々なメディアなり考え方を提供していくことは必要な気がするんですけれども、そうでない仲介サービス提供者については、自分たちはこう考えるんだという方向で、サービスに何か特定の考え方を反映していくこともあり得るように思うんですけれども、この辺の関係性、つまり、ユーザーの基本権、あるいはメディア事業者の基本権と仲介サービス提供者自身の基本権との調整をここではどう考えていくのかということについて何か議論があれば伺えればと思いました。

もう一つ、ターゲティング広告のところなんですけれども、ここも非常に興味深い修正がなされていると思いました。1つは、例えばこのスライドの18ページに、未成年者の個人データなり、あるいは、いわゆるセンシティブというんですか、特別なカテゴリーに属するデータを処理、推論するターゲティングは禁止となっているんですけれども、ここで利用者情報の保護との関係性がどうなっているのかなと。GDPRなどでは、プロファイリングそのものに対して一定の規律がかかっているかのように思うので、例えばセンシティブデータをプロファイリングするようなことについても一定のハードルがあると。そういう部分と、その後にターゲティングする部分は、一応ステージとしては区別される。プロファイリングのステージと、そのプロファイリングの結果を用いてターゲティングするという2つステージに分けられると思うんですけれども、ここはどういう関係性というか、利用者保護の部分と、このターゲティング、それを基づいて送ることがどういう関係のものとして整理されているのかについて伺えればと思います。要するに、ここでターゲティングが禁止されているのであれば、プロファイリングすることも、ある種、自動的に禁止というか、そういうセンシティブデータをプロファイリングしてのターゲティングが駄目ということであれば、そういうプロファイリング自体がほとんど意味のないものにな

ってくるかと思うので、そういうデータの保護、データのプロファイリングについても、ここはある種制限していると考えるのか、あくまでもターゲティングそのものを、ターゲティングを制限しているものかと考えるのか、情報保護との関係について教えていただければと思います。

最後、結局、議会で修正が入ったということなんですけど、大局的に見たときに、緩める方向で修正があったと見ることができるのか、それとも厳しくなっていると考えることができるのかということについて一言だけコメントを伺えればと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】 安江さん、お願いいたします。

【安江氏】 お答えします。まず1点目ですけれども、確かに御指摘のような論点あると思うんですけれども、こちらの法案の考え方としては、仲介サービス事業者というのは、あくまでも自分は何らかの主張とかコンテンツされるものじゃなくて、あくまでも仲介しているんですよという立場から、責任はないですよというようなことを抗弁してきた場合に、どのような規律で規制するのかということが多分捉えられていると思うので、仲介サービス提供者の言論とか表現というものは直接は想定されてない形で設計されているのかなと理解しています。あと、そういった議論も、読んでいる中では特に見つからないので、そういう考え方なのかなと考えています。

2点目ですけれども、この序文の中とかでも、GDPRとかeプライバシー指令とかそういったものが時々言及されるんですけれども、基本的にはそういった規制に影響を与えることなく、ウィズアウトプレジャネスということで書かれている部分が多くて、こちらについても、ターゲティングそのものを未成年については禁止する、そういうような規定と理解しています。

3点目ですけれども、こちらは基本的には厳しくなっているという形の修正だと捉えています。

お答え、以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 非常に興味深い御説明をいただきました。また、生貝先生、山本先生の御指摘もごもっともでありまして、重複を避けて申し上げますと、我々がDSAとの関係でしっかり見ておかなければいけないところは、11ページに修正点のまとめをお書きいただ

いていますけれども、1つはやっぱり、右肩のところの透明性報告義務ですよね。これがしっかり法的義務としてあるところは、このプラットフォーム研究会でも再三出てきたお話ですので、見ておく必要があると思っています。

もう一つ、オンライン・プラットフォームの3行目の利用者保護、2番目の列ですけれども、レコメンダー・システムの透明性ということで、後半に、レコメンダー・システムのことを非常に詳細にお書きいただきましたけれども、これ、結構難しいなと思っていて、ここも非常にターゲティング広告と並んで重要なところだと思っていますが、もちろん重要なところではありますが、これ、どういう仕組みで透明性を確保しているのか、若干難しいなと思いました。

具体的には、18ページのレコメンダー・システムの透明性のところで、下線部分ですが、「レコメンダー・システムで使用される主要パラメータ、サービス受領者が利用可能とした主要パラメータを修正できるまたは影響を与えられるあらゆるオプションについて、明確、アクセス可能かつ容易に理解できる方法で明示する」ということで、そのパラメータ、具体的に下に書いていただいているんですけども、これも例えば、aのところ、「主要な基準のうち、推奨を決定する上で個別に又は集合的に最も重要なもの」。そうすると、パラメータというのは、ウェブの閲覧履歴とか検索結果とかそういうものなのか、あるいは推測される年齢とか推測される性別とかそういうものなのかというのが分かりませんでした。レコメンダーのシステムの透明性というと、私がイメージするのはフェイスブックが提供されているフェイスブック外のアクティビティーなんですけれども、それは個々の閲覧履歴を教えてもらえるわけですが、そういうものでは多分ないんだろうなと思いました。もう少し、何か具体的に分かっていることがありましたら教えていただければと思います。

あともう一つ、細かい疑問なんですけれども、先ほどの11ページの3行目、オンライン・プラットフォームの行の2列目、内部通報制度の対象拡大とありますが、内部通報というと、事業者の内部通報のような印象を受けるんですけども、御説明だと、ユーザーからの削除、オーバーキルに対する反論とありますが、そういうことも含んで御説明だったかと思いますので、ここでおっしゃる内部通報制度について御説明いただければと思います。

以上です。

【宍戸座長】 安江さん、お願いいたします。

【安江氏】 質問は2点目と3点目だと思うんですけども、まず、レコメンダー・システムについてですけども、これについては、私も読んでいて、これ、本当にどうやるのかなとか実装できるのかなということは思いつつも、かなり強く書かれているという印象を受けています。何がパラメータかという点については、先ほど先生がおっしゃった、多分全てパラメータに入り得るということで、閲覧履歴もそうですし、会員制のサービスとかであれば利用履歴とか登録情報とか全部入ってきて得る中で、何を使って、どういう優先順位でとか、どういうロジックでということ全部出さないと、あるいは、それをチューニングできるようにしなさいというようなことかなと理解しています。

それから、内部通報制度、これは確かに私も分かりにくいとっていて、直訳するところという感じなんですけれども、要は、事業者がコンテンツを削除した場合に、事業者に対して異議申立てをするという意味で「内部通報」みたいな言葉を使っていると思うんですけども、一般的には、削除した事業者に対する異議申立てということで、これ、何で削除されるんですかというクレームをつけるのと、そういう中身と理解しています。

お答え、以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

【山口構成員（チャットコメント）】 山口です。今後の全体的な対応の在り方について、少しコメントさせてください。時間が限られていると思いますので、チャットに概要を記します。

- ・まず何よりも、問題解決に向けた関係の皆様のご尽力に、敬意を表します。
- ・EUのGDPRやDSA規則案等の近年の動きを見ても、立法措置としては進んでいるものの、その具体的な執行（enforcement）には難しい課題があるように思います。
- ・そこで、日本の本研究会での「政策パッケージの進捗状況について」（資料3）の今後の対応につきまして、スライド2頁の「政策パッケージ」の概要の4項目の筆頭がユーザー関係であることを前提とすれば、第2項目から第4項目の対応が第1項目につながるように、これまで以上に積極的な取組みが必要と存じます。
- ・例えばですが、より具体的には、特に未成年者への対応について、15頁の各種相談窓口の入口となるいわば<ワンストップの連絡先>があり、そこから相談内容に応じて関係窓口に円滑につながるようになれば、望ましいと存じます。各機関の権限等の違いもあり、難しい点もあるかと思いますが、ユーザーの視点から見れば重要なことと存じ、ぜひご検討いただければ幸いです。

【宋戸座長】 それでは、時間の関係もありますので、この辺りで意見交換は終了とさせていただきますと思います。山口先生からチャットで長い御指摘をいただいておりますので、事務局のほうでテークノートいただき、次回以降の議論にまた、構成員からの様々な意見ということで御整理をいただければと思います。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。次回会合につきましては、また改めて事務局より連絡いたします。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。冒頭申し上げましたとおり、次回会合では、本日の非常に貴重な様々なインプットを踏まえてですが、プラットフォーム事業者の皆様にヒアリングをさせていただく予定でございます。繰り返しになりますが、昨年のヒアリングからおよそ1年が経過しております。つきましては、プラットフォームサービス事業者の皆様におかれましては、この1年の取組の進捗を具体的に御報告いただけるものと期待をしております。構成員の皆様方も、そういった観点から次回も御参加いただき、活発な御議論をいただければと思っております。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上で、プラットフォームサービスに関する研究会第32回会合を終了とさせていただきます。お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。これにて散会いたします。

以上